

令和6年第2回京田辺市教育委員会臨時会議事日程

令和6年3月22日(金)

午後1時15分開会

京田辺市役所305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 報告第6号 京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 4 日程第2 報告第7号 京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について
- 5 日程第3 報告第8号 京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部改正について
- 6 日程第4 報告第9号 京田辺市令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について
- 7 日程第5 議案第25号 京田辺市立小中学校共同学校事務室の室長等の任命について
- 8 日程第6 議案第26号 令和6年度京田辺市教育委員会事務局管理職員等の人事異動(幼稚園以外)について
- 9 閉会宣告

報告第6号

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、京田辺市教育委員会事務決裁規程について、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

○改正趣旨

京田辺市教育委員会事務局組織規則（平成12年京田辺市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）に規定される「京田辺市学校給食センター」の設置に伴う所要の改正が必要となる。

また、京田辺市教育委員会事務決裁規程（平成10年京田辺市教育委員会教育長訓令第2号。以下「決裁規程」という。）の別表に規定している共通決裁・専決事項について、現況の事務内容や決裁権者の職責に照らし、規定の見直しが必要なものが見られること、さらに個別決裁・専決事項においては所属間で規定の程度が異なること等から、それらの改正を行うもの。

○改正内容

- ①訓令に定める規定を明瞭にするため、用語規定を新設【決裁規程第2条㊦第18号、19号、20号及び21号関係】
- ②組織規則の改正に伴い、「施設及び教育機関の長」から「教育機関の長」へ改正【決裁規程第2条第12号及び別表第1備考関係】
- ③現況の事務内容や決裁権者の職責に照らし、課長の専決事項の特例に「総括指導主事」を追加【決裁規程第7条関係】
- ④現況の事務内容や決裁権者の職責に照らし、共通決裁・専決事項における課長専決事項のうち庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項については、教育総務室の担当課長又はこども・学校サポート室の総括指導主事が決裁・専決できるよう規定【決裁規程別表第1備考関係】
- ⑤個別決裁・専決事項においては、京田辺市事務決裁規程の例により所属間で規定の程度を統一するとともに、新たに学校給食センター関係を追加【決裁規程別表第2関係】

○施行期日

令和6年4月1日

京田辺市教育委員会教育長訓令第 号

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

京田辺市教育委員会事務決裁規程（平成10年京田辺市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「施設及び」を削り、同条に次の4号を加える。

- (18) 給食センター 京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（令和5年京田辺市条例第30号）第2条に規定する給食センターをいう。
- (19) 中央公民館 京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第2号）第2条第1項に規定する中央公民館をいう。
- (20) 中央図書館 京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第2条に規定する中央図書館をいう。
- (21) 幼稚園 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）第1条に規定する幼稚園をいう。

第7条中「担当課長」の次に「又は総括指導主事」を加える。

別表第1備考中第2号を第3号とし、同表備考第1号中「施設及び」を削り、同号を同表備考第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 教育総務室の担当課長及びこども・学校サポート室の総括指導主事は、課長専決事項のうちこの表に規定する庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「担当課長」又は「総括指導主事」と読み替えて適用するものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第14条関係）

個別決裁・専決事項

主管課 等別区 分	事項	決裁・専決区分					摘要
		館長	課長	副部長	部長	教育長	
1 組 織規 則第 2条 第1 項の 内部 組織 に関 する こと 。	1 組織規則第3条の分掌事務に関すること（別表第1において規定するものを除く。以下各項において同じ。）。						
	(1) 重要と認められるもの					○	
	(2) 比較的重要と認められるもの				○		
	(3) 比較的軽易と認められるもの			○			
	(4) 軽易かつ定例的と認められるもの		○				
	2 前項に定めるもののほか、所管に属する重要と認められるもの					○	
	3 前2項に定めるもののほか、所管に属する比較的重要と認められるもの			○			
	4 前3項に定めるもののほか、所管に属する軽易と認められるもの		○				
2 給 食セ ンタ ーに 関す るこ と。	1 給食センターに関する事業計画の策定を行うこと。					○	給食センターにおける決裁は、「館長」を「所長」と読み替えて適用する。
	2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
	(1) 特に重要と認められるもの					○	
	(2) 重要と認められるもの				○		
	(3) 比較的重要と認められるもの		○				

		(4) 軽易と認められるもの	○					
3	中 央公 民館 に 関 する こ と 。	1 中央公民館に関する事業計画の策定を行うこと。						○
		2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
		(1) 特に重要と認められるもの						○
		(2) 重要と認められるもの					○	
		(3) 比較的重要と認められるもの		○				
		(4) 軽易と認められるもの	○					
4	中 央 図 書 館 に 関 する こ と 。	1 中央図書館に関する事業計画の策定を行うこと。						○
		2 図書館協議会に関すること。						○
		3 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。	○					
		4 前3項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
		(1) 特に重要と認められるもの						○
		(2) 重要と認められるもの				○		
		(3) 比較的重要と認められるもの		○				
		(4) 軽易と認められるもの	○					
5	幼 稚 園 に 関 する	1 幼稚園の管理に関すること。						
		(1) 特に重要と認められるもの						○

幼稚園
における
決裁は、
「館長」

こと 。	の					を「園長」と読み替えて適用する。	
	(2) 重要と認められるもの				○		
	(3) 比較的重要と認められるもの		○				
	(4) 軽易と認められるもの	○					
	2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
	(1) 特に重要と認められるもの						○
	(2) 重要と認められるもの				○		
	(3) 比較的重要と認められるもの		○				
	(4) 軽易と認められるもの	○					

備考 ○印は、決裁権の所在を示す。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(用語)</p> <p>第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 教育機関の長 組織規則第2条第2項に規定する教育機関の長をいう。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 給食センター 京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例(令和5年京田辺市条例第30号)第2条に規定する給食センターをいう。</u></p> <p><u>(19) 中央公民館 京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和41年京田辺市条例第2号)第2条第1項に規定する中央公民館をいう。</u></p> <p><u>(20) 中央図書館 京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成3年京田辺市条例第1号)第2条に規定する中央図書館をいう。</u></p> <p><u>(21) 幼稚園 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例(昭和39年京田辺市条例第7号)第1条に規定する幼稚園をいう。</u></p> <p>(課長の専決事項の特例)</p> <p>第7条 課長は、特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、自己の専決することができる事項のうち、指定する特命事項について、あらかじめ指定することにより、担当課長又は総括指導主事に専決させることができる。</p> <p>別表第1(第6条、第14条関係)</p> <p>共通決裁・専決事項</p> <p>1 庶務に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 職員に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>(1) 教育総務室の担当課長及び子ども・学校サポート室の総括指導主事は、課長専決事項のうちこの表に規定する庶務に関する事項及び所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「担当課長」又は「総括指導主事」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p><u>(2) 教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>施設及び教育機関の長</u> 組織規則第2条第2項に規定する<u>施設及び教育機関の長</u>をいう。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(課長の専決事項の特例)</p> <p>第7条 課長は、特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、自己の専決することができる事項のうち、指定する特命事項について、あらかじめ指定することにより、担当課長に専決させることができる。</p> <p>別表第1(第6条、第14条関係)</p> <p>共通決裁・専決事項</p> <p>1 庶務に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 職員に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p><u>(1) 施設及び教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁</u></p>	<p>字句の整理</p> <p>給食センターの用語規定の新設</p> <p>中央公民館の用語規定の新設</p> <p>中央図書館の用語規定の新設</p> <p>幼稚園の用語規定の新設</p> <p>専決できる者の見直しに伴う字句の追加</p> <p>課長専決事項に関する規定の新設</p> <p>号の繰下げ及び字句の整理</p>

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案						現行						改正理由			
分欄中「課長」とあるのは「教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。 (3) (略) 別表第2(第6条、第14条関係) 個別決裁・専決事項						・専決区分欄中「課長」とあるのは「施設及び教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。 (2) (略) 別表第2(第6条、第14条関係) 個別決裁・専決事項						号の繰下げ 給食センターを加え、個別決裁・専決事項を新しく規定			
主管課 等別区 分	事項	決裁・専決区分					摘要	主管課 等別区 分	事項	決裁・専決区分					摘要
		館長	課長	副部長	部長	教育長				館長	課長	副部長	部長	教育長	
1 組 組織規 則第 2条 第1 項の 内部 組織 に関 する こと	1 組織規則第3条の分掌事務に関すること(別表第1において規定するものを除く。以下各項において同じ。)														
	(1) 重要と認められるもの					○						○			
	(2) 比較的重要と認められるもの				○										
	(3) 比較的軽易と認められるもの			○											
	(4) 軽易かつ定例的と認められるもの		○												
	2 前項に定めるもののほか、所管に属する重要と認められるもの				○										
	3 前2項に定めるもののほか、所管に属する比較的重要と認められるもの			○											
	4 前3項に定めるもののほか、所管に属する		○												
	1 教育委員会の会議録を作成すること。											○			
	2 教育長の日程の調整を行うこと。			○											
3 教育委員会に関すること。											○				
4 市費負担教職員(府費負担教職員を除く。以下この表において同じ。)の扶養手当、通勤手当その他の諸手当に関すること。									○						
5 市費負担教職員の定期昇給を行うこと。											○				
6 市費負担教職員の任免その他の人事に関すること。											○				
7 市費負担教職員の旅費及び福利厚生に関すること。									○						
8 市費負担教職員で会計年度任用職員等の社会保険に関すること。									○						
9 公務災害及び叙勲に関すること。															
(1) 市費負担教											○				

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案							現 行							改正理由						
2 給食センターに関すること。	1 給食センターに関する事業計画の策定を行うこと。					○	給食センターにおける決裁は、「館長」を「所長」と読み替えて適用する。	職員に係るもの (2) 府費負担教職員に係るもの						○						
		2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの	(1) 特に重要と認められるもの							○	10 教育委員会所掌事務に係る教育行政の相談に関すること。							○		
	(2) 重要と認められるもの							○	11 前各項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの	(1) 特に重要と認められるもの						○				
	(3) 比較的重要と認められるもの				○					(2) 重要と認められるもの				○						
	(4) 軽易と認められるもの		○								(3) 軽易と認められるもの		○							
	3 中央公民館に関すること。		1 中央公民館に関する事業計画の策定を行うこと。						○	こども・学校サポート室	1 教育課程及び学習指導に関すること。							○		
				2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの	(1) 特に重要と認められるもの							○	2 人権教育、特別支援教育等に関すること。							
			(2) 重要と認められるもの								○	3 幼稚園教育に関すること。					○			
		(3) 比較的重要と認められるもの				○					4 教育相談に関すること。					○				
(4) 軽易と認められるもの		○						5 情報教育に関すること。					○							
								6 外国語指導助手に関すること。					○							
							7 留守家庭児童会に関すること。				○									
							8 前各項に定めるもののほか、所管に属する													

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案						現 行						改正理由	
2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						学校の用途廃止に関すること。							
	(1) 特に重要と認められるもの					○							
	(2) 重要と認められるもの				○								
	(3) 比較的重要と認められるもの		○										
	(4) 軽易と認められるもの	○											
備考 ○印は、決裁権の所在を示す。						1 2 市立小学校及び中学校の備品管理に関すること。					○		
						1 3 就学時健康診断に関すること。					○		
						1 4 市立小学校及び中学校の整備及び営繕に関すること。					○		
						1 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。					○		
						1 6 前各項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの							
						(1) 特に重要と認められるもの						○	
						(2) 重要と認められるもの					○		
						(3) 軽易と認められるもの		○					
						学校給食課 1 学校給食の運営に関すること。							
						(1) 特に重要と認められるもの						○	
						(2) 重要と認められるもの					○		
						(3) 軽易と認められるもの		○					
						2 中学校給食施設の整							

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行					改正理由		
		備に關すること。						
		(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 軽易と認められるもの	○					
		3 前2項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
		(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 軽易と認められるもの	○					
	社会教育課	1 社会教育に関する総合計画の策定を行うこと。				○		
		2 社会教育委員に關すること。				○		
		3 前2項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
		(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 軽易と認められるもの	○					

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行							改正理由
中央公民館（京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第2号）第2条第1項に規定する中央公民館をいう。以下同じ。）		られるもの						
	1	中央公民館に関する事業計画の策定を行うこと。				○		
	2	前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						
	(1)	特に重要と認められるもの				○		
	(2)	重要と認められるもの			○			
(3)	比較的重要と認められるもの	○						
(4)	輕易と認められるもの	○						
中央図書館（京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市	1	中央図書館に関する事業計画の策定を行うこと。				○		
	2	図書館協議会に関すること。				○		
	3	図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。	○					
	4	前3項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの						

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行						改正理由	
	条例第1号) 第2条に規定する中央図書館をいう。以下同じ。)	(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 比較的重要と認められるもの	○					
		(4) 軽易と認められるもの	○					
	幼稚園1 (京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例(昭和39年京田辺市条例第7号。以下「幼稚園条例」という。)第1条に規定する幼稚	1 幼稚園条例第2条に規定する管理に関すること。						幼稚園における決裁は「館長」を「園長」と読み替えて適用する。
		(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 比較的重要と認められるもの	○					
		(4) 軽易と認められるもの	○					
	2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの	(1) 特に重要と認められるもの				○		
		(2) 重要と認められるもの			○			
		(3) 比較的重要と認められる	○					

京田辺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案	現 行							改正理由
	園をいう。以下同じ。)	もの						
		(4) 軽易と認められるもの	○					
備考 ○印は決裁権の所在を示す。								

○京田辺市教育委員会事務決裁規程

平成10年10月1日

教育委員会教育長訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、教育長の権限に属する事務の処理についての決裁の区分及び手続を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長及び専決する者（以下「決裁権者」と総称する。）が、その権限に属する事務の処理につき、最終的に意思の決定を行うことをいう。
- (2) 専決 決裁権者が、教育長の権限に属する事務を、あらかじめ認められた範囲内で、常時教育長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在（出張、病気その他の事故又は欠けたことにより決裁ができない状態をいう。）の場合において、あらかじめ認められた範囲内で、一時的に決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 部長 京田辺市教育委員会事務局組織規則（平成12年京田辺市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）第4条に規定する部長をいう。
- (5) 教育指導監 組織規則第5条に規定する教育指導監をいう。
- (6) 副部長 組織規則第6条に規定する副部長をいう。
- (7) 参事 組織規則第8条に規定する参事をいう。
- (8) 課長 組織規則第7条に規定する室長及び第9条に規定する課長をいう。
- (9) 担当課長 組織規則第10条に規定する担当課長をいう。
- (10) 指導主幹 組織規則第11条に規定する指導主幹をいう。
- (11) 総括指導主事 組織規則第12条に規定する総括指導主事をいう。

(12) 施設及び教育機関の長 組織規則第2条第2項に規定する施設及び教育機関の長をいう。

(13) 統括主幹 組織規則第13条に規定する統括主幹をいう。

(14) 課長補佐 組織規則第14条に規定する課長補佐及び組織規則第15条に規定する担当課長補佐をいう。

(15) 係長 組織規則第16条に規定する係長をいう。

(16) 回議 所属系統の上司の承認を求めることをいう。

(17) 合議 内容に関連のある課長又は市長事務部局の部長、課長等に対し承認を求めることをいう。

(事務決裁の原則)

第3条 事務の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。

(決裁の効力)

第4条 この訓令に基づいて行われた決裁権者（教育長を除く。）の決裁は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次、その決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。

2 前項の場合において、次条に規定する事項で指定されているものにあつては、その指定先の課長に合議しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、その内容が市長事務部局の部、課等に関連のある事項については、必要に応じ当該部長、課長等に合議しなければならない。

(決裁・専決事項)

第6条 第3条の規定により、決裁権者が決裁すべき事項（以下この条において「決裁・専決事項」という。）のうち、おおむね各課等に共通する決裁・専決事項については別表第1、課等における個別の決裁・専決事項については別表第2に定めるところによる。

(課長の専決事項の特例)

第7条 課長は、特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、自己の専決することができる事項のうち、指定する特命事項について、あらかじめ

め指定することにより、担当課長に専決させることができる。

(決裁の例外措置)

第8条 決裁権者（教育長を除く。）は、次の各号に掲げる事項については、決裁することができない。

- (1) 異例又は先例となると認められるもの
- (2) 重要なもので、教育長の特別の指示により処理するもの
- (3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 法令の解釈上疑義又は有力な異説があるもの
- (5) 政治性を伴うもの

2 決裁権者（教育長を除く。）が欠けたときは、その専決事項について、事務を主管する直属の上司の決裁を受けなければならない。

3 教育長の決裁事項で、その内容が特に重要であると認められる場合は、市長、副市長等に回議するものとする。

(報告義務)

第9条 決裁権者（教育長を除く。）は、決裁する場合において、自己の専決事項であっても、必要があると認められるものについては、その回議書に「報告」と朱書し、当該専決した事項を直属の上司に報告しなければならない。

(権限を類推する決裁)

第10条 決裁権者（教育長を除く。）は、この訓令に定めのない決裁すべき事項であっても、当該事項の内容により、専決事項に準じ適宜類推して決裁するものとする。

(代決)

第11条 代決は、次の表の左欄の決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に定める第1順位にある者が行う。この場合において、第1順位にある者が不在のときは、第2順位にある者が、第2順位にある者が不在のときは、第3順位にある者がこれを行うものとする。

決裁権者	代決を行う者及び順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
教育長	部長		

部長	教育指導監、副部長 又は参事（担当事務に限る。）	主管の課長	主管の担当課長
副部長	参事（担当事務に限る。）	主管の課長	主管の担当課長、指導主幹、総括指導主事又は統括主幹（担当事務に限る。）
課長	主管の担当課長、指導主幹、総括指導主事又は統括主幹（それぞれ担当事務に限る。）	課長補佐	主管の係長
担当課長	指導主幹、総括指導主事又は統括主幹（それぞれ担当事務に限る。）	課長補佐	主管の係長

2 前項の場合において、代決を行う者に相当する職を置かないときは、当該決裁権者の直属の上司が決裁を行うものとする。

3 前2項の規定により代決した事項については、事後速やかに決裁権者の後関を受けなければならない。

（代決の制限）

第12条 前条の規定により代決できる事項は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に緊急に処理を行わなければならない事項に限るものとする。

2 前項に規定する特に緊急に処理を行わなければならない事項を代決する場合において、当該事項の内容が新規のもの、異例に属するもの、重要なもの、紛争又は論争のあるもの、疑義の生ずるもの及び政治性を伴うものについては、代決をすることができない。

（決裁に対する責任）

第13条 専決又は代決する者は、専決又は代決による決裁の結果について、予知するとしないとにかかわらず、その権限の行使の責に任じなければなら

ない。

(決裁・専決区分)

第14条 決裁・専決区分は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、回議書にあっては決裁権者欄に、その他の文書にあっては上部余白に表示しなければならない。

(委任)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年1月8日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成14年1月11日から施行する。

附 則 (平成14年7月29日教育長訓令第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月1日教育長訓令第3号)

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日教育長訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教育長訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日教育長訓令第3号)

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月1日教育長訓令第1号)

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日教育長訓令第6号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教育長訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日教育長訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日教育長訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日教育長訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教育長訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教育長訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日教育長訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第14条関係）

共通決裁・専決事項

1 庶務に関する事項

事項	決裁・専決区分				指定合議 先	摘要
	課長	副部長	部長	教育長		
1 教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事				○		
2 事業計画の決定及び実施方針の確定に関する事				○		
3 重要な政策の執行に関する事				○		
4 教育委員会等の会議の招集、議				○		

案の提出及び報告資料に関する こと。						
5 教育行政に関する市民からの要 望事項の処理に関すること。						
(1) 特に重要と認められるも の				○		
(2) 前号以外のもの			○			
6 儀式、表彰、感謝状等に関する こと。				○		
7 式辞、祝辞及びあいさつ文に関 すること。						
(1) 特に重要と認められるも の				○		
(2) 前号以外のもの			○			
8 軽易又は定例的な各種行事の施 行に関すること。			○			
9 規則、規程の制定、改廃及び重 要な公示並びに令達の公示、公表 に関すること。				○		
10 陳情、請願、訴訟、調停等に 関すること。				○		
11 許可、認可、承認、取消し及 び免許等の行政行為に関するこ と。						
(1) 特に重要と認められるも の				○		

	(2) 重要と認められるもの			○		
	(3) 軽易と認められるもの	○				
1 2	国、京都府等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許可、認可等の申請に関すること。				○	
1 3	告示、指令達、通知、催告、申請、届出、報告、照会、回答、証明及び閲覧に関すること。					
	(1) 特に重要と認められるもの				○	
	(2) 重要と認められるもの			○		
	(3) 軽易と認められるもの	○				
1 4	法令に基づく協議及び諮問に関すること。				○	
1 5	公印に関すること。					
	(1) 新調、改刻、廃止及び印影の印刷に関すること。				○	
	(2) 保管及び使用に関すること。			○		
1 6	出版物の刊行					
	(1) 広報その他特に重要な出版物				○	
	(2) 定例的な出版物その他比較的重要な出版物			○		
1 7	資料の収集、作成、提出、提供及び配布の決定に関すること。					

(1) 比較的重要と認められるもの			○		
(2) 軽易と認められるもの	○				
18 文書の受理に関する事。	○				
19 各種台帳及び帳簿等の保管・整備に関する事。	○				
20 公用車の管理に関する事。	○				
21 教育行政の普及、啓発資料の編集方針の決定に関する事。			○		
22 審議会等の委員の任免に関する事。			○		
23 関係各種団体との協議に関する事。			○		
24 公用車の交通事故等の事故報告に関する事。			○		
25 事務の引継ぎの報告					
(1) 部長及びこれに準ずる者			○	教育総務	
(2) 副部長及びこれに準ずる者			○	室長	
(3) 課長及びこれに準ずる者		○			
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○				
26 公文書開示可否及び個人情報開示可否の決定に関する事。					
(1) 重要と認められるもの			○	教育総務	
(2) 比較的重要と認められる			○	室長	

もの					
(3) 軽易と認められるもの		○			

2 職員に関する事項

事項	決裁・専決区分				指定合議 先	摘要
	課長	副部長	部長	教育長		
1 休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等						
(1) 部長及びこれに準ずる者 (2日以内)				○	教育総務 室長	
(2) 副部長及びこれに準ずる者 (2日以内)			○			
(3) 課長及びこれに準ずる者 (2日以内)		○				
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者 (2日以内)	○					
2 3日以上の休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等						
(1) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者				○	教育総務 室長	
(2) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者			○			
3 7日以上の休暇、欠勤、職務専念義務の免除、兼職、出張及び報告の承認等				○	教育総務 室長	
4 職員の任免、分限及び懲戒処分				○		

に関すること。					
5 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令等					
(1) 部長及びこれに準ずる者			○	教育総務	
(2) 副部長及びこれに準ずる者			○	室長	
(3) 課長及びこれに準ずる者		○			
(4) 部長、副部長、課長及びこれらに準ずる者以外の者	○				
6 主管事務に係る所属職員の研修に関すること。		○		教育総務	
				室長	
7 訓令及び通達に関すること。			○	教育総務	
				室長	
8 部内会議に関すること。			○		
9 部内の相互調整に関すること。		○			
10 職員の課内配置（辞令により職の定まっている者を除く。）			○	教育総務	
				室長	
11 係員の事務分担に関すること。	○			教育総務	
				室長	

備考

(1) 施設及び教育機関の長は、課長専決事項のうちこの表に規定する所属職員の服務に関する事項を専決することができる。この場合において、決裁・専決区分欄中「課長」とあるのは「施設及び教育機関の長」と読み替えて適用するものとする。

(2) ○印は決裁権の所在を示す。

別表第2（第6条、第14条関係）

個別決裁・専決事項

主管	事項	決裁・専決区分	摘要
----	----	---------	----

課等 別区 分		館長	課長	副部長	部長	教育長	
教育 総務 室	1 教育委員会の会議録を作成すること。					○	
	2 教育長の日程の調整を行うこと。		○				
	3 教育委員会に関すること。					○	
	4 市費負担教職員（府費負担教職員を除く。以下この表において同じ。）の扶養手当、通勤手当その他の諸手当に関すること。				○		
	5 市費負担教職員の定期昇給を行うこと。					○	
	6 市費負担教職員の任免その他の人事に関すること。					○	
	7 市費負担教職員の旅費及び福利厚生に関すること。				○		
	8 市費負担教職員で会計年度任用職員等の社会保険に				○		

	関すること。					
	9 公務災害及び叙勲に関すること。					
	(1) 市費負担 教職員に係るもの					○
	(2) 府費負担 教職員に係るもの					○
	10 教育委員会所掌事務に係る教育行政の相談に関すること。					○
	11 前各項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの		○			
こども・学校サ	1 教育課程及び学習指導に関すること。					○

ポ ー ト 室	2	人権教育、特別支援教育等に関すること。					○
	3	幼稚園教育に関すること。				○	
	4	教育相談に関すること。				○	
	5	情報教育に関すること。				○	
	6	外国語指導助手に関すること。				○	
	7	留守家庭児童会に関すること。				○	
	8	前各項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
		(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○		
	(3) 軽易と認められるもの	○					
学 校 教 育 課	1	市立小学校及び中学校の組織編成に関すること。					○
	2	府費負担教職員					○

の人事に関する こと。					
3 府費負担教職員の 給与、研修、免 許、健康診断及び 福利厚生に関する こと。				○	
4 教科用図書採択 に関すること。					○
5 教科書の無償給 与を決定するこ と。				○	
6 児童及び生徒の 就学に関するこ と。					○
7 市立小学校及び 中学校の教材備品 に関すること。				○	
8 外国語指導助手 に関すること。				○	
9 就学相談委員会 に関すること。				○	
10 市立小学校及 び中学校の建設計 画に関すること。					○
11 市立小学校及 び中学校の用途廃 止に関すること。					○
12 市立小学校及				○	

	び中学校の備品管理に関すること。					
	1 3 就学時健康診断に関すること。				○	
	1 4 市立小学校及び中学校の整備及び営繕に関すること。				○	
	1 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。				○	
	1 6 前各項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの	○				
学校給食課	1 学校給食の運営に関すること。					
	(1) 特に重要と認められるもの					○

	の					
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの	○				
	2 中学校給食施設の整備に関すること。					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの	○				
	3 前2項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの	○				
社会	1 社会教育に関する					○

教育課	る総合計画の策定を行うこと。					
	2 社会教育委員に関すること。					○
	3 前2項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 軽易と認められるもの		○			
中央公民館(京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例)	1 中央公民館に関する事業計画の策定を行うこと。					○
	2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	

(昭 和4 1年 京田 辺市 条例 第2 号)第 2条 第1 項に 規定 する 中央 公民 館を いう。 以下 同 じ。)	(3) 比較的 重要と認められる もの		○			
	(4) 軽易と認 められるもの	○				
中央 図書 館(京 田辺 市立 図書 館の 設置 及び	1 中央図書館に關 する事業計画の策 定を行うこと。					○
	2 図書館協議会に 関すること。					○
	3 図書館資料の収 集、整理及び保存 に關すること。	○				
	4 前3項に定める					

管理 に関 する 条例 (平 成3 年京 田辺 市条 例第 1号) 第2 条に 規定 する 中央 図書 館を いう。 以下 同 じ。)	もののほか、所管 に属すると認めら れるもの					
	(1) 特に重要 と認められるも の				○	
	(2) 重要と認 められるもの			○		
	(3) 比較的重 要と認められる もの		○			
	(4) 軽易と認 められるもの	○				
幼稚 園(京 田辺 市立 小学 校、中 学校)	1 幼稚園条例第2 条に規定する管理 に関すること。					幼稚園に おける決裁 は「館長」を 「園長」と読 み替えて適 用する。
	(1) 特に重要 と認められるも の				○	

及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例(昭和39年京田辺市条例第7号。以下「幼稚園条例」という。)第1条に規定する幼稚園をいう。以下	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 比較的重要と認められるもの		○			
	(4) 軽易と認められるもの	○				
	2 前項に定めるもののほか、所管に属すると認められるもの					
	(1) 特に重要と認められるもの					○
	(2) 重要と認められるもの				○	
	(3) 比較的重要と認められるもの		○			
(4) 軽易と認められるもの	○					

同 じ。)								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 ○印は決裁権の所在を示す。

○

○

報告第7号

京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(報告理由)

本件は、京田辺市教育委員会公印規程について、所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市教育委員会公印規程の一部改正について

○改正趣旨

平成26年の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の全部改正に伴い、「審理員」制度が導入された。

審理員名をもってする文書に公印の押印が必要なことから、京田辺市教育委員会の公印に「審理員印」を追加するため、所要の改正を行う。

○改正内容

教育委員会公印に「審理員印」を追加する。

○施行期日

令和6年4月1日

京田辺市教育委員会教育長訓令第 号

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

京田辺市教育委員会公印規程（平成9年京田辺市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規程」を「訓令」に改める。

第3条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

第6条中「規程」を「訓令」に改める。

(4) 審理員印

別表第1中

「

京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	2 1	古印	教育部長	1
------------------------	-----	-----	----	------	---

」を

「

京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	2 1	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会審理員 印	正方形	2 1	古印	教育部長	1

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行	改正理由																																																						
<p>(定義) 第2条 この訓令において「公印」とは、公文書に使用する京田辺市教育委員会印及び職印をいう。 (公印の種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 審理員印 (5)～(8) (略) (委任) 第6条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管及び使用等に関しては、京田辺市公印規程(昭和39年京田辺市規程第3号)の規定を準用する。 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="125 699 1025 960"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法 mm</th> <th>書体</th> <th>保管者</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印</td> <td>正方形</td> <td>21</td> <td>古印</td> <td>教育部長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>京田辺市教育委員会審理員 印</td> <td>正方形</td> <td>21</td> <td>古印</td> <td>教育部長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1	京田辺市教育委員会審理員 印	正方形	21	古印	教育部長	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(定義) 第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する京田辺市教育委員会印及び職印をいう。 (公印の種類) 第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4)～(7) (略) (委任) 第6条 この規程に定めるもののほか、公印の保管及び使用等に関しては、京田辺市公印規程(昭和39年京田辺市規程第3号)の規定を準用する。 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1070 699 1966 896"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法 mm</th> <th>書体</th> <th>保管者</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印</td> <td>正方形</td> <td>21</td> <td>古印</td> <td>教育部長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>字句の整理</p> <p>審理員印の追加</p> <p>字句の整理</p> <p>審理員印の追加</p>
名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1																																																			
京田辺市教育委員会審理員 印	正方形	21	古印	教育部長	1																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
京田辺市教育委員会教育長 職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			

○京田辺市教育委員会公印規程

平成9年1月13日

教育委員会規程第5号

(目的)

第1条 京田辺市教育委員会の公印の保管及び使用等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する京田辺市教育委員会印及び職印をいう。

(公印の種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会印
- (2) 教育長印
- (3) 教育長職務代理人印
- (4) 小・中学校長印
- (5) 幼稚園長印
- (6) 中央公民館長印
- (7) 中央図書館長印

(公印の形式及び保管者)

第4条 公印の名称、形状、寸法、書体、保管者及び個数は、別表第1のとおりとする。

(印影の印刷)

第5条 同一文書で多数の発行を必要とする場合には、当該文書に押印すべき公印の印影又は印影を縮小したものを、当該文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることができる。

- 2 前項に規定する公印の印影を印刷しようとするときは、印刷の都度印影印刷承認願（別記様式）を教育長に提出して承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により印影を縮小して印刷することができる公印の名称、印影寸法及び印刷物の名称は、別表第2のとおりとする。

- 4 第1項の規定により印影を印刷した文書については、その主管の長が嚴重に保管し、その使用状況を明確にしておかなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、公印の保管及び使用等に関しては、京田辺市公印規程（昭和39年京田辺市規程第3号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月7日教委規程第19号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日教委教育長訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月1日教委教育長訓令第2号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年7月29日教委教育長訓令第5号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日教委教育長訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教委教育長訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委教育長訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第3条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の第3条及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月17日教委教育長訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委教育長訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	形状	寸法 mm	書体	保管者	個数
京田辺市教育委員会印	正方形	25	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印（横書）	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会印（縦書）	正方形	30	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会教育長印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市教育委員会教育長職務代理者印	正方形	21	古印	教育部長	1
京田辺市立大住小学校長印	正方形	21	古印	大住小学校長	1
京田辺市立田辺小学校長印	正方形	21	古印	田辺小学校長	1
京田辺市立草内小学校長印	正方形	21	古印	草内小学校長	1
京田辺市立三山木小学校長印	正方形	21	古印	三山木小学校長	1
京田辺市立普賢寺小学校長印	正方形	21	古印	普賢寺小学校長	1
京田辺市立田辺東小学校長印	正方形	21	古印	田辺東小学校長	1
京田辺市立松井ヶ丘小学校長印	正方形	21	古印	松井ヶ丘小学校長	1
京田辺市立薪小学校長印	正方形	21	古印	薪小学校長	1
京田辺市立桃園小学校長印	正方形	21	古印	桃園小学校長	1
京田辺市立田辺中学校長印	正方形	21	古印	田辺中学校長	1
京田辺市立大住中学校長印	正方形	21	古印	大住中学校長	1
京田辺市立培良中学校長印	正方形	21	古印	培良中学校長	1

京田辺市立田辺幼稚園長印	正方形	21	古印	田辺幼稚園長	1
京田辺市立田辺東幼稚園長印	正方形	21	古印	田辺東幼稚園長	1
京田辺市立草内幼稚園長印	正方形	21	古印	草内幼稚園長	1
京田辺市立三山木幼稚園長印	正方形	21	古印	三山木幼稚園長	1
京田辺市立松井ヶ丘幼稚園長印	正方形	21	古印	松井ヶ丘幼稚園長	1
京田辺市立薪幼稚園長印	正方形	21	古印	薪幼稚園長	1
京田辺市立普賢寺幼稚園長印	正方形	21	古印	普賢寺幼稚園長	1
京田辺市立中央公民館長印	正方形	21	古印	中央公民館長	1
京田辺市立中央図書館長印	正方形	21	古印	中央図書館長印	1

別表第2 (第5条関係)

名称	印影寸法	印刷物の名称
京田辺市教育委員会印	10mm平方	京田辺市生涯学習人材バンク登録証
	16mm平方	職員証
	21mm平方	就学通知書

別記様式(第5条関係)

印 影 印 刷 承 認 願

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長 様

所属長職・氏名 _____

担当者職・氏名 _____

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、承認くださるよう申請します。

記

公印の名称	印影の寸法
公印保管責任者	
印刷物の名称	
印刷物の用途	
印刷枚数	
印刷を要する理由	

行政不服審査法第9条に規定する「審理員」について

○行政不服審査手続と「審理員」について

行政が行った処分や不作為（以下「処分等」という。）に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の定めるところにより、審査請求を行うことができる。

審査請求をすべき行政庁については、法第4条の規定により、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁」という。）に上級行政庁がない場合は、当該行政処分庁とされている。

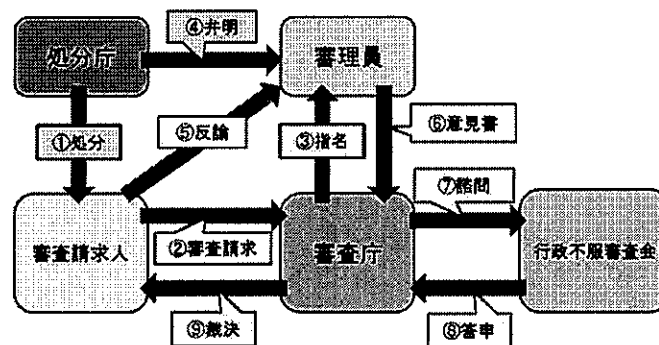
「審理員」については、平成26年の法の全部改正に伴い新たに規定されたもので、審理の公正性・公平性を高めるために導入された制度である。

「審理員」は、法第9条の規定により、審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）に所属する職員のうちから指名されることとなっており、その役割は、提起された審査請求に対して実質的な審理を行うものである。

【審理員の役割】

処分庁に対し主張書面や証拠書類の提出を求めたり、口頭意見陳述を実施したりするなど必要な審理を行った上で、裁決案となる審理員意見書を作成し、審査庁に提出する。

※審査手続の流れは次の図のとおり。



○教育委員会に係る行政不服審査手続と「審理員」について

教育委員会に係る処分等については、「教育委員会」が行うものと「教育長」が行うものがある。

「教育長」が行うものについては、「京田辺市教育委員会教育長事務委任規則」第2条の規定により、同条各号に列記以外の事項について、「教育委員会」から委任されている。

「教育委員会」が行う処分等については、法第9条のただし書（審査庁が行政

委員会である場合は「審理員」の手続は適用されない。)により、「審理員」による手続なしに審査手続が行われる。「審理員」の意見書なしに、審査庁である「教育委員会」(合議体)自身において裁決する。)

一方、「教育長」が行う処分等の場合、「教育委員会」は「教育長」の「上級行政庁に該当しない」(平成30年3月28日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課通知)ことから、「教育長」が「審査庁」となる。

そのため、法第9条のただし書は適用されず、「教育長」が行う処分等の場合は、「審理員」の手続が必要となる。

(参考:前掲の図に「行政不服審査会」の工程があるが、「教育委員会」及び「教育長」の処分いずれの場合についても法における規定がなく、この工程を経ることなく「教育委員会」又は「教育長」において裁決することとなる。)

報告第8号

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部
改正について

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する
告示を別紙のとおり定めることとしたので、報告する。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱の所管省庁の変更及び
押印見直しに伴い、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱
について所要の改正を行うこととしたので、報告するものである。

京田辺市告示第 号

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱（令和2年京田辺市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表改築の項中

「
既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
」

を

「
既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について（令和5年8月22日付けこ成事第430号こども家庭庁成育局長通知）に準じて取り扱う。
」

に改め、同表大規模修繕の項中「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日付け府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）」を「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）」に、「掲げる改修等を実施」を「より整備」に改め、同表環境整備の項中「平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和5年4月12日付けこ成環第5号こども家庭庁成育局長通知」に改める。

第8条第1項第5号中「内閣総理大臣が」を「こども家庭庁長官が」に、「内閣総理大臣の」を「市長の」に、「交付金」を「補助金」に改め、同項第6

号中「京田辺市」を「市」に改め、同項第11号中「収支」を「収入」に改め、同号ただし書中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第12号中「交付金」を「補助金」に改め、同条第2項中「消費税及び」を「補助金に係る消費税及び」に、「の全部又は一部を」を「を市に」に改める。

別表中「子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知）」を「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第453号こども家庭庁長官通知）」に、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に、「平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知」を「令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第5号から別記様式第8号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由																												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="107 438 1001 997"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について（令和5年8月22日付け成事第430号こども家庭庁成育局長通知）に準じて取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>既存施設について、子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付け成事第462号こども家庭庁成育局長通知、以下「通知」という。）第4により整備すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境整備</td> <td>施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け成環第5号こども家庭庁成育局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	(略)	(略)	改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について（令和5年8月22日付け成事第430号こども家庭庁成育局長通知）に準じて取り扱う。	(略)	(略)	大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付け成事第462号こども家庭庁成育局長通知、以下「通知」という。）第4により整備すること。	(略)	(略)	環境整備	施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け成環第5号こども家庭庁成育局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1055 438 1944 997"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>既存施設について、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日付け府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知、以下「通知」という。）第4に掲げる改修等を実施すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境整備</td> <td>施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	(略)	(略)	改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。	(略)	(略)	大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日付け府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知、以下「通知」という。）第4に掲げる改修等を実施すること。	(略)	(略)	環境整備	施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。	<p>国の要綱改正に伴う規定の追加</p> <p>所管省庁変更に伴う改正</p> <p>所管省庁変更に伴う改正</p> <p>所管省庁変更に伴う改正 字句の整理</p>
整備区分	整備内容																													
(略)	(略)																													
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について（令和5年8月22日付け成事第430号こども家庭庁成育局長通知）に準じて取り扱う。																													
(略)	(略)																													
大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付け成事第462号こども家庭庁成育局長通知、以下「通知」という。）第4により整備すること。																													
(略)	(略)																													
環境整備	施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付け成環第5号こども家庭庁成育局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。																													
整備区分	整備内容																													
(略)	(略)																													
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。																													
(略)	(略)																													
大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日付け府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知、以下「通知」という。）第4に掲げる改修等を実施すること。																													
(略)	(略)																													
環境整備	施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。																													
<p>(交付条件)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ</p>	<p>(交付条件)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ</p>	<p>所管省庁変更に伴う改正</p>																												

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由																														
<p>の収入の全部又は一部を市に納付させることがある。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、<u>子ども家庭庁長官</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第5号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。</p>	<p>の収入の全部又は一部を京田辺市に納付させることがある。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、<u>内閣総理大臣</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>(12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第5号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。</p>	<p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>所管省庁変更に伴う改正</p> <p>字句の整理</p>																														
<p>2 前項の報告があったときは、<u>補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>を市に納付させることがある。</p>	<p>2 前項の報告があったときは、<u>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部</u>を納付させることがある。</p>	<p>字句の整理</p>																														
<p>別表(第4条、第5条関係)</p>	<p>別表(第4条、第5条関係)</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>種目</th> <th>基準額及び対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設及び改築</td> <td>(略)</td> <td>子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日付けこ成事第453号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費</td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>環境整備</td> <td>(略)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年7月31日付けこ成事第365号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	種目	基準額及び対象経費	創設及び改築	(略)	子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日付けこ成事第453号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費	拡張	(略)	同上	大規模修繕	(略)	同上	環境整備	(略)	子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年7月31日付けこ成事第365号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>種目</th> <th>基準額及び対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設及び改築</td> <td>(略)</td> <td>子ども・子育て支援整備交付金の交付について(平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費</td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>環境整備</td> <td>(略)</td> <td>子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	種目	基準額及び対象経費	創設及び改築	(略)	子ども・子育て支援整備交付金の交付について(平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費	拡張	(略)	同上	大規模修繕	(略)	同上	環境整備	(略)	子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費	<p>所管省庁変更に伴う改正</p> <p>字句の整理</p> <p>所管省庁変更に伴う改正</p>
整備区分	種目	基準額及び対象経費																														
創設及び改築	(略)	子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日付けこ成事第453号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費																														
拡張	(略)	同上																														
大規模修繕	(略)	同上																														
環境整備	(略)	子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年7月31日付けこ成事第365号子ども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費																														
整備区分	種目	基準額及び対象経費																														
創設及び改築	(略)	子ども・子育て支援整備交付金の交付について(平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費																														
拡張	(略)	同上																														
大規模修繕	(略)	同上																														
環境整備	(略)	子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費																														

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>別記 様式第1号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)京田辺市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 法人名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付申請書</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、 下記のとおり補助金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 事業期間 着手 年 月 日 完了 年 月 日</p> <p>4 添付書類 (1) 申請額内訳書(別記様式第2号) (2) 事業計画書(別記様式第3号) (3) 工事見積書 (4) 工事費日別内訳書 (5) 備品整備(環境整備)見積書(品目、数量及び単位を明示すること。) (6) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表(改築、拡張及び大規模修繕については、既存建物との関係を明らかにしたもの。複合施設にあっては、放課後児童健全育成事業の用に供する専用区画を明らかにしたもの) (7) 建物配置図、各階平面図(面積を明記したもの)及び立面図 (8) その他参考資料</p>	<p>別記 様式第1号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)京田辺市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 法人名 代表者名 兼</p> <p style="text-align: center;">京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付申請書</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、 下記のとおり補助金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 事業期間 着手 年 月 日 完了 年 月 日</p> <p>4 添付書類 (1) 申請額内訳書(別記様式第2号) (2) 事業計画書(別記様式第3号) (3) 工事見積書 (4) 工事費日別内訳書 (5) 備品整備(環境整備)見積書(品目、数量及び単位を明示すること。) (6) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表(改築、拡張及び大規模修繕については、既存建物との関係を明らかにしたもの。複合施設にあっては、放課後児童健全育成事業の用に供する専用区画を明らかにしたもの) (7) 建物配置図、各階平面図(面積を明記したもの)及び立面図 (8) その他参考資料</p>	<p style="text-align: center;">押印の削除</p>

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>様式第5号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 京田辺市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 法人名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第14条の規定による補助金の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (市補助金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p>様式第5号(第8条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 京田辺市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 法人名 代表者名 金</p> <p style="text-align: center;">消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第14条の規定による補助金の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (市補助金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類 2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p style="text-align: center;">押印の削除</p>

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>様式第6号(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更承認申請書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の内容 2 変更の理由 3 変更予定年月日</p>	<p>様式第6号(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名 印</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更承認申請書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の内容 2 変更の理由 3 変更予定年月日</p>	<p>押印の削除</p>

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金（中止・廃止）申請書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった事業について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり（中止・廃止）を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （中止・廃止）の理由 2 （中止・廃止）予定年月日</p>	<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名 印</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金（中止・廃止）申請書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった事業について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり（中止・廃止）を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （中止・廃止）の理由 2 （中止・廃止）予定年月日</p>	<p style="text-align: center;">押印の削除</p>

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>様式第8号（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金に係る事業の実績について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実績額 金 円</p> <p>2 事業完了年月日 年 月 日</p> <p>3 添付書類</p> <p>（1） 精算額内訳書（別記様式第9号）</p> <p>（2） 事業実績報告書（別記様式第10号）</p> <p>（3） その他参考資料</p>	<p>様式第8号（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）京田辺市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 法人名 代表者名 印</p> <p>京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金に係る事業の実績について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実績額 金 円</p> <p>2 事業完了年月日 年 月 日</p> <p>3 添付書類</p> <p>（1） 精算額内訳書（別記様式第9号）</p> <p>（2） 事業実績報告書（別記様式第10号）</p> <p>（3） その他参考資料</p>	<p>押印の削除</p>

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱

令和2年3月31日

京田辺市告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市子ども・子育て支援事業計画に基づき、民設放課後児童クラブの拡充及び整備を図るため、社会福祉法人等が本市内で行う施設整備事業に要する経費に対し、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 放課後児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。

(2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日付け府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「通知」という。）第4に掲げる改修等を実施すること。
応急仮設施設整備	通知第6により整備すること。

環境整備	施設の新設及び拡張に係る備品について、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添2の3（2）①の規定により購入すること。
------	---

（補助事業者）

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 京田辺市が放課後児童健全育成事業を委託している者
- （2） 京田辺市から放課後児童健全育成事業に係る補助金の交付を受けている者
- （3） 当該年度中又は翌年度4月1日に前2号に該当することが確実であると見込まれる者

（補助の対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、放課後児童クラブの整備に要する経費のうち、別表基準額及び対象経費の欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- （1） 土地の買収又は整地に要する費用
- （2） 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3） 職員の宿舍に要する費用
- （4） 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- （5） その他整備費として適当と認められない費用

（補助金の額の算定方法）

第5条 補助金の額は、次により算出するものとする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- （1） 創設、改築、拡張及び大規模修繕 別表基準額及び対象経費の欄に

定める対象経費の実支出額又は総事業費から補助金以外の収入額（ただし、その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を除く。）を控除した額と同表に掲げる整備区分ごとに基準額及び対象経費の欄に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に3分の2（通知第1の2により、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は、4分の3）を乗じて得た額とする。

(2) 環境整備 別表環境整備の部基準額及び対象経費の欄に定める基準額と対象経費の実支出額から補助金以外の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付申請書（別記様式第1号）、申請額内訳書（別記様式第2号）、事業計画書（別記様式第3号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京田辺市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）の規定による寄附金の配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けなければならない。
- (11) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受け

た日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第5号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があったときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、必要があると認められる場合は、概算払により補助金を交付することができる。

(変更の承認申請)

第10条 第8条第1号又は第2号に規定する事業に要する経費の配分の変更又は事業の内容の変更の承認申請は、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更承認申請書(別記様式第6号)により行うものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第8条第3号に規定による事業の中止又は廃止の承認申請は、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金(中止・廃止)申請書(別記様式第7号)により行うものとし、補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の進行及び支出の状況について、市長の要求が

あった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業完了後直ちに、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実績報告書(別記様式第8号)、精算額内訳書(別記様式第9号)、事業実績報告書(別記様式第10号)その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付額確定通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他関係法令及びこの告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を受けた者に対して、返還を命ずることができる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

整備区分	種目	基準額及び対象経費
創設及び改築	本体工事費	子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知）別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費
	賃借料加算	
	特殊附帯工事費	
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	
拡張	本体工事費	
	賃借料加算	
	特殊附帯工事費	
大規模修繕	本体工事費	
	特殊附帯工事費	
	仮施設整備工事費	
環境整備	備品購入費	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額及び対象経費

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

法人名

代表者名

㊤

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付申請書

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 事業期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 申請額内訳書（別記様式第2号）
 - (2) 事業計画書（別記様式第3号）
 - (3) 工事見積書
 - (4) 工事費目別内訳書
 - (5) 備品整備（環境整備）見積書（品目、数量及び単位を明示すること。）
 - (6) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（改築、拡張及び大規模修繕については、既存建物との関係を明らかにしたもの。複合施設

にあつては、放課後児童健全育成事業の用に供する専用区画を明らかにしたもの)

- (7) 建物配置図、各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図
- (8) その他参考資料

様式第2号(第6条関係)

申請額内訳書

(整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設設置整備・環境整備)

(単位：千円)

種目	国交付 基準額 A	対象経費 支出予定額 B	総事業費 C	寄附金及びそ の他取入額 D	差引額 C-D E	選定額 F	補助金 申請額 G
----	-----------------	--------------------	-----------	----------------------	-----------------	----------	-----------------

- (1) 第2条第2号の表に掲げる整備区分のうち申請を行うものに○を付け、別表の種目ごとに、かつ、工事請負契約等を締結する単位ごとに区分して作成すること。
- (2) F欄には、B欄の額とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- (3) G欄には、第5条第1号に掲げる事業にあってはA欄とF欄を比較して少ない方の額に3分の2(通知第1の2により、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は、4分の3)を乗じた額、同条第2号に掲げる事業にあってはA欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。

事業計画書

1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用(1日当たり予定)人員 _____人

2 補助金に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m^2

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備の別)

(加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載

(解体撤去整備の有無)

(仮設施設整備の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延べ床面積 _____ m^2

オ 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること（複合施設の場合は、施設全体の面積及び専用区画の面積を明らかにしたものであること。）。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 補助金内訳

ア 工事費 _____円（1㎡当たり _____円）

イ 工事事務費 _____円

※工事費の金額の2.6%に相当する金額を上限

ウ ○○加算 _____円

エ (小計) _____円

オ その他の工事費 _____円

カ 解体撤去・仮設施設整備費 _____円

キ 特殊附帯工事費 _____円

ク 合計 _____円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(1) 財源内訳

ア 市補助金 _____円

イ 設置者負担金 _____円

(内訳)

一般財源（自己資金） _____円

借入金 _____円

寄附金 _____円

その他 _____円

ウ 合計 _____円

(2) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 内示年月日

ウ 契約年月日

エ 着工年月日

オ 完成年月日

カ 事業開始年月日

(3) 抵当権の有無

有 ・ 無

(4) 環境整備事業の有無

有 ・ 無

環境整備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 各備品の見積書を添付すること。

(5) その他参考事項

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設
整備費補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

法人名

代表者名

㊟

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第14条の規定による補助金の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

（市補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

法人名

代表者名

㊟

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定年月日

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

法人名

代表者名

㊤

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金（中止・廃止）申請書

年 月 日付け文書番号で交付決定のあった事業について、京田
辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、
下記のとおり（中止・廃止）を申請します。

記

- 1 （中止・廃止）の理由
- 2 （中止・廃止）予定年月日

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

所在地

法人名

代表者名

㊟

京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号で交付決定のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金に係る事業の実績について、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 精算額内訳書(別記様式第9号)
 - (2) 事業実績報告書(別記様式第10号)
 - (3) その他参考資料

様式第9号（第13条関係）

精算額内訳書

（整備区分：創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備・環境整備）

（単位：千円）

種目	国交付 基準額	対象経費 支出額	総事業費	寄附金及 びその他	差引額 C-D	選定額	補助金額	補助金交 付決定額	概算 交付額	精算額 G-I
	A	B	C	収入額D	E	F	G	H	I	J

- (1) 第2条第2号の表に掲げる整備区分のうち申請を行うものに○を付け、別表の種目ごとに、かつ、工事請負契約等を締結する単位ごとに区分して作成すること。
- (2) F欄には、B欄の額とE欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- (3) G欄には、第5条第1号に掲げる事業にあってはA欄とF欄を比較して少ない方の額に3分の2（通知第1の2により、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は、4分の3）を乗じた額、同条第2号に掲げる事業にあってはA欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。

事業実績報告書

1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用（1日当たり予定）人員 _____人

2 補助金に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m^2

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

ウ 整備の区分

（創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備の別）

（加算の有無） 有の場合：加算の名称を記載

（解体撤去整備の有無）

（仮設施設整備の有無）

（特殊附帯工事の有無）

（初度設備の有無）

エ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延べ床面積 _____ m^2

オ 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること(複合施設の場合は、施設全体の面積及び専用区画の面積を明らかにしたものであること)。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済総事業費内訳

ア 工事費	_____円 (1㎡当たり_____円)
イ 工事事務費	_____円
ウ ○○加算	_____円
エ (小計)	_____円
オ その他の工事費	_____円
カ 解体撤去・仮設施設整備費	_____円
キ 特殊附帯工事費	_____円
ク 合計	_____円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 内示年月日

ウ 契約年月日

エ 着工年月日

オ 完成年月日

カ 事業開始年月日

(4) 抵当権の有無

有 ・ 無

(5) 環境整備事業の有無

有 ・ 無

環境整備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計					

(注) 各備品の納品書を添付すること。

(6) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し。直営の場合は、支払領収書の写し
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第18項の検査済証）の写し
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書（又は請書）の写し
- 7 検収調書（又はそれに代わるもの）の写し

様式第11号(第14条関係)

文書番号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金については、京田辺市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金確定額 金 円

報告第9号

令和5年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について

令和5年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和5年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について、報告するものである。

令和5年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について（概略）

京田辺市教育委員会

調査の概要

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

京田辺市立小学校・中学校の児童生徒

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 各学校における調査については、学校の実態に応じて、京田辺市教育委員会が定める期日までに実施。
(提出期日：1回目8月4日(金)、2回目12月28日(木))

(2) 1回目調査の未解消については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和5年1月末までに追跡調査を実施する。

5 アンケート調査区分

(1) 認知件数

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 未解消件数

A (要指導)：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

B (要支援)：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

C (見守り)：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。
(相当の期間とは少なくとも3ヵ月を目安とする)

D (解消)：いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする)

(3) 重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(相当の期間とは、年間30日を目安とする)

調査の結果

1 対象児童生徒数とアンケート方法

(1) 対象児童生徒数等 (単位：人)

	学校数	在籍者数	調査数	調査期間等による調査(件数)
小学校	9	4436	4229	4
中学校	3	1963	1902	39
合計	12	6399	6131	43

(2) アンケート方法 (単位：校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	9	0	2	1

2 認知件数・未解消件数・解消件数及び重大事態件数

(単位：件)

認知	小学校					重大事態	認知	中学校					重大事態
	未解消			解消	解消			未解消			解消		
	要指導	要支援	見守り					要指導	要支援	見守り			
469	51	50	366	0	0	71	11	3	57	0	0		

3 いじめの態様

(単位：件/複数回答可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小学校	288	93	113	48	9	16	61	19	0
中学校	48	9	13	4	0	5	6	7	0

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 年度別認知・解消件数

(単位：件)

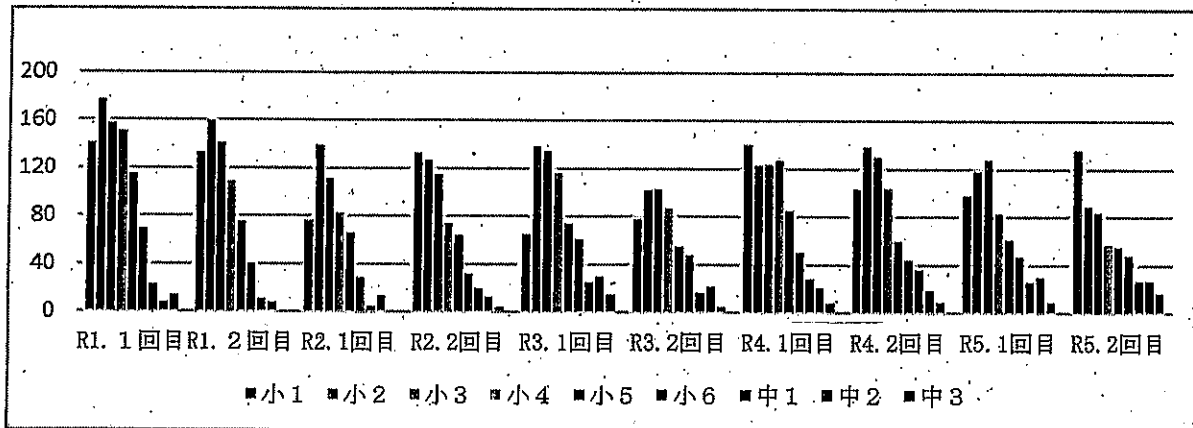
年度		小学校						中学校							
		認知件数	未解消			D解消	重大事態	認知件数	未解消			D解消	重大事態		
			A要指導	B要支援	C見守り				A要指導	B要支援	C見守り				
令和元	第1回	810	173	85	551	1	0	45	4	5	36	0	0		
	第2回	657	143	153	307	54	0	20	4	1	14	1	0		
令和2	第1回	504	一学期が三ヶ月に満たないため、調査無し						34	一学期が三ヶ月に満たないため、調査無し					
	第2回	545	97	100	334	14	0	37	1	2	24	10	0		
令和3	第1回	590	98	82	410	0	0	70	3	6	60	1	0		
	第2回	473	72	67	331	3	0	44	3	7	2	32	1		
令和4	第1回	649	78	159	411	1	0	57	2	5	50	0	0		
	第2回	580	126	142	307	5	0	64	7	1	56	0	0		
令和5	第1回	535	70	77	388	0	0	65	11	16	38	0	0		
	第2回	469	51	50	366	0	0	71	11	3	57	0	0		

5 年度別いじめの態様について

(単位：件/複数回答可)

校種	年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
小学校	令和元	第1回	433	159	278	128	22	23	113	12	108
		第2回	395	147	198	94	14	37	91	4	1
	令和2	第1回	252	91	140	57	10	12	77	8	0
		第2回	344	91	161	84	18	28	84	4	3
	令和3	第1回	335	112	167	48	2	14	65	9	18
		第2回	300	81	129	43	1	10	60	5	0
	令和4	第1回	349	97	201	60	7	28	77	5	0
		第2回	314	76	181	46	9	15	89	3	0
	令和5	第1回	301	74	169	50	7	13	61	13	0
		第2回	288	93	113	48	9	16	61	19	0
中学校	令和元	第1回	34	6	3	0	0	0	1	2	0
		第2回	17	2	0	0	0	0	1	0	0
	令和2	第1回	21	1	6	1	0	0	2	3	0
		第2回	29	5	13	4	0	0	4	3	0
	令和3	第1回	57	2	8	0	0	1	0	2	0
		第2回	34	2	7	1	0	0	0	0	0
	令和4	第1回	48	6	14	5	2	1	6	13	0
		第2回	42	9	10	2	1	1	7	4	1
	令和5	第1回	57	0	9	2	0	1	4	2	0
		第2回	48	9	13	4	0	5	6	7	0

6 年度別学年別認知件数



令和5年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

1 京都府いじめ調査の実施について(概要)

※別紙1のとおり

2 令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について

(小・中・義務教育学校、府立学校)

※別紙2のとおり

別紙 1

令和5年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

- 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
 - ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
 - ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目及び2回目調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和6年1月末までに追跡調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省) ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したもとして、報告・調査等にあたること。

- (2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				在籍者に占める割合	未調査者数
小学校	198	55,937	55,676	99.5%	82
中学校	96	28,573	28,398	99.4%	401
合計	294	84,510	84,074	99.5%	483

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	175	17	84	10
無記名式	5	1	2	0
合計	180	18	86	10

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校					
	認知	解消	未解消			重大事態	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導				見守り	要支援	要指導	
府立							7	0	5	0	2	0
向日市	534	8	297	53	176	0	92	0	68	20	4	0
長岡京市	777	2	345	177	253	0	142	39	37	42	24	0
大山崎町	124	0	109	14	1	0	4	0	4	0	0	0
宇治市	956	1	668	157	130	0	69	1	39	15	14	0
城陽市	571	46	395	56	74	0	51	0	37	8	6	0
八幡市	399	6	183	78	132	0	19	1	10	4	4	0
京田辺市	469	0	366	52	51	0	71	0	57	3	11	0
木津川市	828	0	788	37	3	0	59	2	56	1	0	0
久御山町	102	1	62	38	1	0	8	0	2	4	2	0
井手町	57	1	56	0	0	0	2	0	2	0	0	0
宇治田原町	21	0	3	18	0	0	5	0	1	1	3	0
精華町	280	0	255	10	15	0	29	7	11	4	7	0
相楽東部連合	27	4	20	3	0	0	3	0	2	1	0	0
亀岡市	551	93	353	70	35	0	51	0	37	5	9	0
南丹市	61	0	25	5	31	0	16	3	9	0	4	0
京丹波町	45	0	43	1	1	0	21	5	12	3	1	0
綾部市	220	2	159	46	13	0	15	0	7	5	3	0
福知山市	484	5	236	113	130	0	48	0	42	5	1	0
舞鶴市	627	0	584	37	6	0	62	0	51	11	0	0
宮津市	77	0	38	39	0	0	20	0	12	7	1	0
京丹後市	317	2	261	19	35	0	20	0	15	2	3	0
伊根町	15	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	160	2	139	12	7	0	15	0	15	0	0	0
中学校組合							4	0	4	0	0	0
合計(A)	7,702	173	5,398	1,035	1,036	0	833	58	535	141	99	0
R4/2回目(B)	7,815	147	5,130	1,178	1,360	4	727	32	484	103	108	1
(A)-(B)	▲ 113	26	268	▲ 143	▲ 264	▲ 4	106	26	51	38	▲ 9	▲ 1

児童生徒1000人当たりの認知件数	R5/2回目(C)		R4/2回目(D)		(C)-(D)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
	138.3	29.3	137.6	25.2	0.7	4.1

3 いじめの態様

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,526	1,364	1,968	950	187	439	986	173	370	10,963
中学校	566	131	170	85	11	48	71	56	55	1,193

- ①冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。

- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	1
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	34	46
保護者や児童生徒が調査に応じられない状況にない。	31	30
フリースクール等の学校以外の施設に通所	177	89
病気・入院等により調査ができない。	3	4
その他	16	5
合計	261	175

令和5年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	調査数		未調査数		前回から連続して未調査の数(内数)
			在籍者に占める割合	家庭訪問等による調査(内数)	在籍者に占める割合		
高校	28,256	28,175	99.7%	48	81	0.3%	7
特別支援	1,746	1,731	99.1%	0	15	0.9%	7
合計	30,002	29,906	99.7%	48	96	0.3%	14

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	41	5	11	1
無記名式	0	0	0	0
合計	41	5	11	1

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	
高校(全日制)	172	12	86	48	26	2	特別支援(C)	71	7	42	11	11	0
高校(定時制)	13	0	5	6	2	0	R4/2回目(D)	62	5	33	10	14	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	(C)-(D)	9	2	9	1	▲3	0
高校合計(A)	185	12	91	54	28	2							
R4/2回目(B)	201	17	88	55	41	0							
(A)-(B)	▲16	▲5	3	▲1	▲13	2							

児童生徒1000人当たりの認知件数	R5/2回目(E)		R4/2回目(F)		(E)-(F)
	高校	特別支援学校	6.6	7.0	▲0.4
			41.0	36.0	5.0

3 いじめの態様 (単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	115	27	12	5	1	12	8	13	21	214
高校(定時制)	10	1	0	2	0	0	0	2	0	15
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	125	28	12	7	1	12	8	15	21	229
特別支援学校	36	5	22	9	2	1	9	1	7	92

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされたり。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	21	2	—	1
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	13	3	—	4
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	29	0	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	2	0	—	—
施設に入所中である。	2	0	—	—
留学中である。	4	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	4	0	—	—
病気・入院等により調査ができない。	1	0	—	4
その他	—	—	—	6
合計	76	5	※	15

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和4年度1回目～5年度2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和5年度						令和5年度						令和4年度						令和4年度					
	学校数	2回目調査					学校数	1回目調査					学校数	2回目調査					学校数	1回目調査				
		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年度から追加して未調査の数(内訳)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年度から追加して未調査の数(内訳)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年度から追加して未調査の数(内訳)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内訳)	未調査者数	前年度から追加して未調査の数(内訳)
小学校	198	55,937	55,676	82	261	182	198	56,050	55,803	62	247	151	198	57,094	56,811	97	283	193	198	57,062	56,789	82	273	143
中学校	96	28,573	28,398	401	175	135	96	28,577	28,415	349	162	79	97	29,089	28,895	378	194	80	97	29,062	28,852	272	210	61
高等学校	46	28,256	28,175	48	81	7	46	28,625	28,544	28	81	1	48	28,613	28,524	48	89	17	48	28,972	28,895	55	77	4
特別支援学校	12	1,746	1,731	0	15	7	12	1,752	1,739	3	13	2	12	1,726	1,723	3	3	2	12	1,730	1,724	2	6	3
計	352	114,512	113,980	531	532	331	352	115,004	114,501	442	503	233	355	116,522	115,953	526	569	292	355	116,826	116,260	411	566	211

2 認知・解消件数

学校種	令和5年度						令和5年度						令和4年度						令和4年度					
	2回目調査						1回目調査						2回目調査						1回目調査					
	認知件数	解消件数	未解消			重大事態	認知件数	解消件数	未解消			重大事態	認知件数	解消件数	未解消			重大事態	認知件数	解消件数	未解消			重大事態
	1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導		1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導		1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導		1000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	
小学校	7,702	173	5,398	1,035	1,096	0	8,805	11	6,314	1,331	1,149	0	7,815	147	5,130	1,178	1,360	4	8,813	62	6,124	1,389	1,238	0
	138.3	2.2%					157.8	0.1%					137.6	1.9%					155.2	0.7%				
中学校	833	58	535	141	99	0	1,042	11	734	161	136	0	727	32	484	103	108	1	930	18	655	138	119	0
	29.3	7.0%					36.7	1.1%					25.2	4.4%					32.2	1.9%				
高等学校	185	12	91	54	28	2	168	4	83	32	43	1	201	17	88	55	41	0	199	11	116	48	24	1
	6.6	6.5%					5.9	2.4%					7.0	8.5%					6.9	5.5%				
特別支援学校	71	7	42	11	11	0	54	8	26	10	10	0	62	5	33	10	14	0	72	13	44	10	5	0
	41.0	9.9%					31.1	14.8%					36.0	8.1%					41.8	18.1%				
計	8,791	250	6,066	1,241	1,234	2	10,069	34	7,157	1,534	1,338	1	9,011	201	5,735	1,346	1,523	5	10,014	104	6,939	1,585	1,386	1
	77.1	2.8%					87.9	0.3%					77.7	2.2%					86.1	1.0%				

※ 未解消には重大事態の数を含む

議案第25号

京田辺市立小中学校共同学校事務室の室長等の任命について

令和6年4月1日付けで、京田辺市立小中学校共同学校事務室の室長等を別紙のとおり任命する。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立小中学校共同学校事務室の室長等を令和6年4月1日付けで任命するため、提案するものである。

京田辺市立小中学校共同学校事務室 室長等

京田辺市教育委員会

事務室職名	所属校	学校職名	氏名
室長	京田辺市立桃園小学校	校長	北村 忠浩
室長補佐	京田辺市立桃園小学校	事務職員	和田 和代
調整担当職員	京田辺市立松井ヶ丘小学校	事務職員	三井 和代
事務室職員	京田辺市立大住小学校	事務職員	古川 千明
事務室職員	京田辺市立田辺小学校	事務職員	横田 真理
事務室職員	京田辺市立草内小学校	事務職員	中川 博美
事務室職員	京田辺市立三山木小学校	事務職員	有馬 詩織
事務室職員	京田辺市立三山木小学校	事務職員	小林 翼
事務室職員	京田辺市立普賢寺小学校	事務職員	岡本 知也
事務室職員	京田辺市立田辺東小学校	事務職員	星野 香代
事務室職員	京田辺市立薪小学校	事務職員	乾 由佳子
事務室職員	京田辺市立桃園小学校	事務職員	畑中 未那
事務室職員	京田辺市立田辺中学校	事務職員	岩場 真理
事務室職員	京田辺市立田辺中学校	事務職員	篠崎 清美
事務室職員	京田辺市立大住中学校	事務職員	笹部 愛
事務室職員	京田辺市立培良中学校	事務職員	中野 佐千帆

議案第26号

令和6年度京田辺市教育委員会事務局管理職員等の人事異動（幼稚園以外）について

令和6年4月1日付けで、京田辺市教育委員会事務局管理職員等の人事異動（幼稚園以外）を別紙のとおり行う。

令和6年3月22日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和6年4月1日付けで、京田辺市教育委員会事務局管理職員等の人事異動（幼稚園以外）を別紙のとおり行うため提案するもの。

京田辺市教育委員会事務局職員人事異動（案）管理職員（幼稚園以外）

令和6年4月1日発令分

職名	現職 〔 〕内は兼職者名 ()内は異動先	新任 〔 〕内は兼職者名 ()内は現職	備考
教育部長	藤本伸一 (退職)	櫛田浩子 (教育部副部長 兼教育総務室長)	
教育指導監	上原正章 (草内小学校校長)	片山義弘 (田辺小学校校長)	割愛
こども・学校サポート室長	[上原正章]	[片山義弘]	兼職
教育部副部長	櫛田浩子 (教育部長)	古谷隆之 (教育総務室担当課長)	
教育総務室長	[櫛田浩子]	[古谷隆之]	兼職
教育総務室担当課長	北尾卓也 (上下水道部経営管理室 担当課長)	X	出向
教育総務室担当課長	古谷隆之 (教育部副部長)	平岡孝章 (総務室担当課長補佐 兼総務調整係長)	
こども・学校サポート室 総括指導主事	勝又靖志	——	
学校教育課長	田原 暁	——	
学校給食課長	西村 明	——	
社会教育課長	七五三和広 (社会教育課担当課長)	出島ケイ (教育総務室担当課長補佐 兼総務係長)	
社会教育課担当課長	X	七五三和広	
中央公民館長	[七五三和広]	[出島ケイ]	兼職
中央図書館長	釘本容子 (退職)	[七五三和広]	兼職